

ウ 危機管理初動対応

課題

県災害対策本部の設置

目指していくこと

災害対策本部をより明確化し、災害対応を行う体制を整えます。

1 いただいた「生の声」

- 「雪害の災害対策本部設置基準については、設置時期を弾力的に運用できるようにしておく必要がありました。」（危機管理部）
- 「早めに災害対策本部室で災害対応し、本部員を参集して災害対応を行う必要がありました。」（危機管理部）

2 「生の声」から浮かび上がった課題

- 「雪害の災害対策本部設置基準については、災害救助法の適用時に本部設置をすることとしているが、自衛隊の災害派遣要請をしたことを踏まえ、設置時期を弾力的に運用できるように可能な範囲で基準を明確化しておく必要がありました。」
- 「危機管理部執務室で災害対応を行ったため、危機管理部職員に多大な負担がかかった。早めに災害対策本部室で災害対応し、本部員を参集して災害対応を行う必要がありました。」

3 目指していくことを実現するために行うこと

- 災害対策本部設置の基準は、県地域防災計画やマニュアルでは、
 - ① 県内で震度6弱以上の地震の発生時（自動設置）
 - ② 知事が必要と認めたとき
 - ③ 東海地震の発生時
 - ④ 災害救助法の適用時 としています。現在の基準に、
 - ① 南海トラフの巨大地震発生時
 - ② 長野県への特別警報の発表時
 - ③ 自衛隊への災害派遣要請時 等の災害対策本部設置時の基準を加え、可能な限り明確化します。（8月まで）
- 災害対策本部設置時は、災害対策本部室での執務を基本とし、災害対策本部員を参集することとします。
- 災害対策本部設置時は、防災関係機関から、必要に応じ情報連絡員を県庁に派遣願い、情報共有を密にするとともに、迅速な災害対応を図ります。

課題

テレビ会議システムによる情報共有

目指していくこと

災害対策本部と現地機関との間で情報共有するシステムを整備します。

1 いただいた「生の声」

- 災害対策本部会議は、会議終了後に資料が配布されたが、会場の都合によりテレビ会議による地方部への配信がなかったため、本部と地方部の情報共有が不十分であったと思われます。
- 県本部の本部員会議が何回か開催されたが、地方部へは資料提供のみであった。会議の様子をテレビ中継により各機関への情報提供を行い、同時に情報共有を図ることが重要です。

2 「生の声」から浮かび上がった課題

- テレビ会議システムは本部・現地で相互に必要な映像情報を伝送するため有効な手段であるが、機器構成上の制約から十分に活用されていません。(リアルタイムの映像を配信する場合、テレビ会議用パソコンが設置してある部屋の映像しか配信できないためです。)

3 目指していくことを実現するために行うこと

- テレビ会議システムを利用した柔軟性のあるシステムを構築
【災害対策本部からの情報発信】
 - ・会議の様子だけでなく、災害対策本部室に集まる全ての映像をテレビ会議で配信できるシステムを構築します。(平成26年度中)
- 【現地機関からの情報発信】
 - ・テレビ会議システムを利用できる場所を限定せず自由に選べるように配線を整備するほか有用な映像配信方法を検討します。

課題

大雪警報発表時の地方部の職員配備

目指していくこと

大雪警報発表時に地方部職員が合同庁舎に出勤し、災害情報等の情報収集を行うとともに、市町村等関係機関と連携して、迅速な初動対応を行います。

1 いただいた「生の声」

- 「大雪警報発令時においては平日の夜間・休日は自宅待機となるため、職員が宿直して対応することをしなかった。合庁周辺に居住する職員が登庁し情報収集等の初動対応をしたが、指揮できる職員の登庁まで、指示や状況説明は電話やメールによるやりとりに頼らざるを得ませんでした。」（佐久地方部 他）

2 「生の声」から浮かび上がった課題

- 雪の災害は、災害として判断するタイミングが非常に難しい。多くの降雪があった状況下で災害として職員参集を行っても、交通がストップした状態では、登庁可能な者がごく一部に限られました。
- 雪の災害では、大雪警報解除後に被害状況が判明して災害対応を行う事案があります。大雪警報が解除された時点で、地方部の配備職員が帰宅してしまうと市町村等関係機関からの情報収集ができません。

3 目指していくことを実現するために行うこと

- 大雪警報が発表された場合には、関係地方部は、災害情報の収集等を実施するため、必要な人員の職員を登庁させ配置します。
- 大雪警報が解除された時点で、配備職員の解除を自動的に行わずに、管内市町村の被災状況の確認を行うとともに、危機管理部と調整の上、配備の解除を行います。

課 題

情報連絡員の市町村派遣

目指していくこと

市町村で災害対策本部を設置された場合に、市町村と県が情報を共有し、迅速な災害対応を行います。

1 いただいた「生の声」

- 「県から情報連絡員を派遣いただき、それなりの効果はあったものの、情報の相互の流れがありませんでした。」(市町村)
- 「情報連絡員が災害情報の収集を行っていたようであったが、どのような情報を伝達していたのかわかりませんでした。」(市町村)
- 「県の対応状況についても、情報連絡員をとおして提供してほしいです。」(市町村) など

2 「生の声」から浮かび上がった課題

- 積雪のため、県職員が合同庁舎に参集出来ずに、急遽、当該市町村に居住している職員等を市町村に情報連絡員として派遣したため、職員がどのような情報をどこから収集し、報告しなければならないかわかりませんでした。
- 県から情報連絡員を派遣し、災害情報を、県の災害対策本部等へ報告することは、一定の効果はあり、市町村によっては、もっと早い段階で情報連絡員の派遣をとの声もありました。
- 情報連絡員が、地理に不案内の職員であると、位置関係から説明を行う必要があり、説明に時間を要します。当該市町村の地理に精通した者や派遣される職員と日ごろから顔の見える関係をつくるのが有効です。
- 情報連絡員が収集した情報の流れが一方方向となっていたため、市町村の災害情報は県の本部に伝達されるものの、市町村に県の災害対策本部等から災害全体の状況の情報の流れがなく、市町村で災害全体の把握ができませんでした。

3 目指していくことを実現するために行うこと

- 県の地域防災計画では、市町村において災害対策本部が設置された場合に、当該市町村を所管する地方事務所長は、応急対応の実施等に必要があると認められた時は、県職員を市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行い、危機管理部に情報を伝達するとしています。
- このため、派遣された情報連絡員が派遣先で円滑に業務を果たせるように、マニュアル（ひな形）や情報収集項目がわかるような報告様式を定め、地方部に配布します。（6月に配布済）
- 地方部では、地域の実情に応じた形で活用できるように修正を行い、職員に配布し、職員に対して研修・訓練等を実施し、周知を図っていきます。
- 今回の大雪のように、職員が地方部に参集出来ない場合の対応を十分想定していなかったことから、市町村への情報連絡員の派遣については、地方部の実情に応じて県から市町村への派遣職員や地方部管内居住者を活用し、早い段階から情報収集できる体制を整えます。

課題

県・市町村の情報共有

目指していくこと

県・市のそれぞれ把握している情報を共有化する体制を整えます。

1 いただいた「生の声」

- 「県・市がそれぞれ把握している情報の共有化が不足していました。」
(市町村)
- 「被害状況報告等の情報を共有するためのツールが必要です。」(市町村)
- 「関係市町村に情報を提供する仕組みが必要です。」(市町村)
- 「情報が錯綜して迅速な対応をすることができませんでした。」(地方部)

2 「生の声」から浮かび上がった課題

- 「市が把握している被害数値と県が把握している被害数値にタイムラグがあり数値が異なり報道対応に時間を要し、住民への対応が途切れたため、被害情報等を共有する必要がありました。」
- 「県が道路滞留者に物資を配布する情報提供が市町村になかったため、滞留車両の運転手などから問い合わせ等に対応ができなかったため、情報を共有する必要がありました。」

3 目指していくことを実現するために行うこと

- 被災市町村に派遣されている情報連絡員が現地において情報共有ができるように、情報連絡員派遣マニュアル(ひな形)に具体的に実施する業務を明記し、情報連絡員が業務を行える体制を整えます。(6月に配布済)
- 地方事務所単位で、市町村の防災担当部局の連絡先、メールアドレスを一覧に取りまとめ、地方事務所及び管内市町村において災害時の情報共有に活用します。(8月まで)

災害時等における市町村への情報連絡員の派遣 による情報収集等について

このマニュアルは、市町村が災害時に災害対策本部を設置した場合などに、地方部の職員を情報連絡員として派遣した場合、情報連絡員がどのような業務を行うべきなのかを大まかにとりまとめたものです。

地方部によって、市町村数や職員数など地域性が異なることから、このマニュアルを地方部の実情に合わせて加工し、活用し易いようにして活用願います。

平成 26 年 5 月

危機管理部

1. 概要

○ 長野県地域防災計画 各編

第3章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

第3 活動の内容

1 【県が実施する対策】(全部局)

(6) 市町村災害対策本部への職員派遣

ア 市町村において、災害対策本部が設置された場合¹に、当該市町村を所管する地方事務所長は、応急対策の実施等に必要があると認め²たときは、職員を市町村災害対策本部に派遣³し、情報収集を行わせるものとする。

イ 派遣された職員は情報を収集し、危機管理部へ情報を伝達するものとする。

○ 改正災害対策基本法 (H24. 6. 20成立、6. 27施行)

市町村の区域内において災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が被害状況等の報告ができなくなったときは、都道府県は当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならないものとする (第53条第6項関係)。



- ・東日本大震災の教訓から、今回の災害対策基本法の改正においても、発災時の積極的な情報収集について新たに規定された。
- ・平成26年2月大雪災害の際にも、市町村の被害状況を収集する職員 (以下、「情報連絡員」という。) をとおしての情報収集は、有効であった。
- ・災害に関する情報の収集が、応急対策全般において不可欠なものであることから、次のおり、より積極的かつ柔軟に現地機関職員を情報連絡員として派遣し、情報収集等を行うものとします。

(注)

- 1 情報連絡員の派遣を行うのは、原則として「市町村に災害対策本部が設置された場合 (地域防災計画)」及び「市町村が被害状況等の報告ができなくなった場合 (災害対策基本法)」としますが、大規模な被害が発生して災害対策本部に準じた体制が取られている場合、市町村からの円滑な情報収集が困難な場合などにも併せて行うものとします。
- 2 市町村への情報連絡員の派遣は、市町村が行う被害報告を支援するという側面があります。知事が行う「災害対策基本法第4条の規定による防災に関する事務又は業務の総合調整」の事務は事務処理規則により、地方事務所長に委任されていますので、知事 (危機管理部) が派遣の必要性を判断・指示するのではなく、地方事務所において主体的に判断して情報連絡員を派遣してください。
- 3 災害対応時に「市町村」に職員を派遣するために、平時からの調整により、発災時には (協議等を行わず) スムーズに派遣・受入れができるようにしておいてください。

2 派遣時の対応

情報連絡員の市町村現着後の対応は概ね次のとおりとしますが、現場において臨機応変に対応してください。

なお、情報連絡員の市町村派遣にあたっては、職員の安全に十分に留意して、派遣をしてください。

	対応項目	留意事項	装備品等
派遣前	<p>《派遣準備》</p> <p>①災害の状況に応じて県民生活係において情報連絡員の派遣の是非を決定する(時間的余裕があれば、危機管理防災課との調整も考えられる)。</p> <p>②情報連絡員の派遣にあたっては、市町村の防災担当課に、職員を派遣する旨の連絡を必ずすること。</p> <p>ただし、市町村が被害状況等の報告ができなくなったときは、この限りではない。</p>	<p>①複数市町村に複数名の派遣を要する事態(大規模地震等)も想定されることから、予め派遣候補者を参集職員等のうちからも選定しておくこと。</p> <p>出来れば複数の人員が望ましい。</p> <p>②災害が休日等に発生した時は、派遣予定職員が合庁に登庁できないことも想定される。</p> <p>その場合には、直接被災市町村にその市町村に居を構える職員などを直接市町村に派遣することが有効であるので、上記①に合わせて職員を選定しておくこと。</p> <p>③上記①②の情報連絡員候補者等に予め対応業務等について周知しておくこと。</p> <p>④派遣が長期になると見込まれる場合には順次、交替要員を準備。</p> <p>⑤派遣人数については、災害規模等に応じて決定するものとするが、当初派遣後に増員を要することも考えられることから、追加派遣予定者についても予め決めておくこと。</p> <p>⑥被災時には、官公署までの通常の経路が使用できなくなることも考えられることから複数のルートを予め確認しておくこと(派遣装備品等と合わせてマップ等を予め一式準備しておくことが望ましい)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話(公用・衛星)、充電器、予備バッテリー等 ・地域防災計画、連絡先ほか対応マニュアルなど ・状況に応じて自身の食糧等
現着直後	<p>《通信手段の確保》</p> <p>①「現着の旨」及び「派遣職員の連絡先」について、地方事務所及び危機管理部に連絡(携帯電話の番号及び派遣職員名)</p>	<p>①交替する場合においても可能な限り同一の連絡手段(携帯電話等)を確保する。</p> <p>②連絡を受けた地方事務所・危機管理部は必要な関係部署と連絡先を共有する。</p>	

	<p>《市町村に説明》</p> <p>①防災担当課に来訪の旨説明 (県とのパイプ役として情報収集・報告、県の災害対応状況の伝達を担う旨など)</p>	<p>①情報収集等防災対応を行っている部署を確認し、基本的にはその部署において情報収集を行う。</p> <p>②本部員会議、本部会議等が開催される場合には、情報共有したい旨を市町村担当者に確認し、情報収集(会議資料の入手等)を行う。</p> <p>③本部員会議で入手した資料については、市町村に機器をお借りするなどして、地方事務所・危機管理部に並行してFAXまたはメールで送信する。</p>	<p>・名札、名刺など</p>
<p>情報収集</p>	<p>《情報収集・報告》</p> <p>◎ 必須収集項目</p> <p>主に次の項目について情報収集・報告を行う。</p> <p>①『人的及び住家の被害』 (人的被害・・・死者、行方不明者、負傷者など、住家被害・・・全半壊、浸水状況など)</p> <p>②『避難準備情報、避難勧告、指示等避難状況』 (発令日時、地区名、世帯数、人員など)</p> <p>○ その他の収集項目</p> <p>地域防災計画に定められているその他の報告事項(農業、社会福祉施設・・・)についても、本部員会議・本部会議で報告のあった事項や甚大な被害に係る事項は、併せて報告するものとする。</p>	<p>①基本的には市町村が調査・収集した情報を把握し、地方事務所及び危機管理部に報告(伝達)するものとする。 なお、危機管理部に情報を報告(伝達)した場合は、必ず地方事務所にその旨を伝えること。</p> <p>②情報収集の項目については、災害概況報告様式、各被害報告の様式(様式第2号関係)等を参照して情報収集を行うこと。</p> <p>③入手した情報については、上記②の様式を活用し、市町村に機器をお借りするなどして、地方事務所・危機管理部にFAXまたはメールで送信する。</p> <p>④市町村には、警察、自衛隊、防災関係などから情報連絡員が派遣されている場合があるので、各機関の情報連絡員と情報交換を行うこと。 なお、危機管理部で各防災機関の情報連絡員の氏名・携帯電話番号を入手できた場合は、情報連絡員に通知する。</p> <p>⑤『避難準備情報、避難勧告、避難指示』項目については、市町村で行った場合には、直ぐに地方事務所・危機管理部へ連絡するとともに、随時地方事務所・危機管理部から現況などについて照会が入るので、随時確認をすること。</p>	<p>・地域防災計画(該当箇所)など</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">応急対策</p>	<p>《応急対策支援》 ○ 情報伝達 ①市町村が行っている応急対策について防災部署、本部（員）会議などで情報収集をし、<u>市町村の対応状況について地方事務所、危機管理部に伝達する。</u></p> <p>②県が行う応急対策（全体の被災状況等）について、危機管理部・地方事務所からの連絡を受け、<u>市町村に伝達する。</u></p> <p>○ 要請支援 ①法令、地域防災計画等に基づいて、<u>国・県に市町村が要請を行う場合において、関係部局との調整を行う。</u></p>	<p>○地方事務所等への伝達に当たっては、特に県の防災対応に必要な事項について、留意して伝達するものとする。</p> <p>○県が行う応急対策（全体の被災状況等）について、危機管理部から情報連絡員、地方部に FAX またはメールで送信する。 情報連絡員は、情報を市町村の災害対応担当部署に提供するものとする。</p> <p>○応急対策について、状況に応じて地域防災計画、「災害応急対応タイムスケジュール」等に基づき、市町村に対して対策の助言を行うものとする。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対応終了後</p>	<p>①交替要員との引継ぎ</p> <p>②帰投報告</p>	<p>○次の情報連絡員と交替する場合には、これまでの対応、現在の係属事案等について引継ぎをし、切れ目のない対応を行うこと。</p> <p>○派遣終了後は地方事務所県民生活係に、対応した事項や引継ぎをした係属事案等について報告を行うこと。</p> <p><最終的にその市町村への派遣が終了したとき> ○地方事務所県民生活係は派遣が終了した旨、危機管理部に連絡を行うこと。</p>	<p>・引継ぎ事項のメモ等を作成しておくことが望ましい。</p>

災害概況報告様式

※市町村への確認様式

確認日時	月 日
確認先	市・町・村
報告者	地方部 ○○ ○○
電話番号	— —

1 災害対策本部等の設置状況等

名称			現在の人員	約 名	
設置日時	平成26年	月 日	午前・午後	時	分
通信の状況	市町村への連絡時に○×でチェック	NTT	防災無線	携帯電話	インターネット
首長の安否 (該当部分に○)	連絡済	連絡不可	無事	負傷あり	在庁 登庁予定 登庁不可
会議開催状況					

2 庁舎の被害状況

庁舎の被害状況 (該当部分に○)	<input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 外観は被害はないが、確認中 <input type="checkbox"/> 被害あり <input type="checkbox"/> 庁舎としての機能 (<input type="checkbox"/> 維持可能 ・ <input type="checkbox"/> 維持不可) <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> その他()
---------------------	--

3 人的・建物被害(様式第2号の活用も可)

場所	被害状況及び対応状況
	(例) ○○地区で多数の家屋が倒壊との情報あり。警察で確認中

4 避難状況 (※報告時に発令されていた場合)(様式第2-1号の活用も可)

避難準備情報	発令時間	:	発令地区	対象者	世帯	名
避難勧告	発令時間	:	発令地区	対象者	世帯	名
	発令時間	:	発令地区	対象者	世帯	名
避難指示	発令時間	:	発令地区	対象者	世帯	名
	発令時間	:	発令地区	対象者	世帯	名

5 道路・交通機関等(報告時に覚知しているものについて、概略記載)

道路	(例) 国道19号○○地籍の2か所で土砂崩落が発生、△建設事務所で確認中
鉄道	(例) 〇:〇〇から JRO線 上り△駅～□駅の間運行停止。JRで被害確認中

6 その他(孤立集落発生の有無、学校・病院被害等)

--

7 市町村への職員の派遣状況(予定も含む)

派遣日時	<input type="checkbox"/> 派遣済 <input type="checkbox"/> 予定	派遣者 (名)	代表者の氏名・連絡先	
	月 日		(氏名) (連絡先)	

* 記載欄が足りない場合には、別紙の添付可。

様式第2号（人的及び住家の被害）
（表2）

地方事務所
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）										
災害の名称			災害発生の日時			月 日 時				
災害発生の場所										
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者				
人的被害	死者		人			災害の概況				
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
	小計		人							
計		人			災害発生の原因					
全壊・全焼 又は流失	棟	棟								
	世帯	世帯								
	人員	人								
半壊又は 半焼	棟	棟								救援措置の状況
	世帯	世帯								
	人員	人								
住家の被害	一部破損	棟	棟			適用の見込み 災害救助法				
		世帯	世帯							
		人員	人							
床上浸水	棟	棟			災害対策本部	名称				
	世帯	世帯				設置	月	日	時	分
	人員	人				廃止	月	日	時	分
床下浸水	棟	棟			その他	消防職員出動延人員		人		
	世帯	世帯				消防団員出動延人員		人		
	人員	人								
非住家の被害（全・半壊）		棟								

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)
(表2の1)

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月 日 時現在			発信時刻	月	日	時
発 信 者							
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況				避難場所等の状況			
発令日時 及び準備、勧告、 指示の別	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 場 所 名	設 置 地 区 名	入 所 世 帯 数	入 所 人 員
合計				合計			

課題

災害情報の効率的な共有と発信

目指していくこと

管理者の異なる各種道路の規制情報等を一元的に集約し、発信します。関係機関が災害情報を速やかに共有することで対応の連携の円滑化を図ります。

1 いただいた「生の声」

- 「全県の道路情報を一元的に管理し提供するシステム（災害情報システム）公共情報コモンズ等）が欲しいです。」（地方部）
- 「公共情報コモンズといったシステムを利用した関係機関の効率的な情報共有が必要です。」（市町村）

2 「生の声」から浮かび上がった課題

- 道路の各管理者ごとの道路情報の提供に差があり、その全体像が掴めず、把握が困難でした。高速道路、国道、県道、市町村道の通行止めの情報が、それぞれの管理者から発信され全体像が把握できませんでした。
- 周辺市町村の広域的な通行止めの情報が入ってこなかったため、迂回誘導等円滑にできませんでした。

3 目指していくことを実現するために行うこと

- 当面既存のツールの有効利用による効率的な情報共有と発信を行います。
（緊急速報メールの有効活用、地図情報を活用した発信、交通管制センター・道路交通情報センターの利活用）
- 災害情報を一元的に収集し、多様なメディアを通じて、住民向けに迅速かつ効率的に一括配信が可能な「公共情報コモンズ」の導入を今後研究していきます。（長野県は現在、雨量・水位情報の提供を行っています。）

～参考～

公共情報コモンズは、地方公共団体からの情報を各メディアを通して住民へ情報発信する災害情報基盤システムです。各メディアからのシステムチックな情報発信が可能であるが、発信情報の取捨選択はメディアの判断となります。

・長野県地方公共団体の参加数 74+1広域（H26.5.29現在）

